

別記第3号様式の2 (第39条関係)
(物品の製造又は買入れの契約の場合) (表)

控

2/16
納入処理済

| | | | |
|-------------------------|---|--------------------------------|----------|
| 収入 印紙 | 文書番号 | 7環資廃契第102号 | |
| | 請 書 | | |
| 東京都廃棄物埋立管理事務所長 殿 | | 令和8年1月21日 | |
| | | 住所 | |
| | | 氏名 | |
| | | [法人の場合は名称及び代表者名] | |
| 下記の金額及び条件により指示どおり履行します。 | | | |
| 契約の目的 | ソケット外9点の買入れ | | |
| 契約金額 | ¥238,700. | (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥21,700.) | 内訳裏面のとおり |
| 条 件 | | | |
| 1 履行期限 | 令和8年3月27日 | | |
| 2 履行場所 | 東京都 廃棄物埋立管理事務所 | | |
| 3 契約保証金 | 免除 | | |
| 4 支払条件 | 検査完了後適法な支払請求書を提出した日から 30 日以内とする。 | | |
| 5 支払遅延利息 | 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に定めるところによる。 | | |
| 6 権利の譲渡等 | この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができないこと。 | | |
| 7 契約の解除 | 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除されても異議がないこと。 (1) 9及び10以外の理由により、履行期限内に製造又は納品の完了ができないとき。 (2) 完全に契約を履行できる見込みがないことが明らかであるとき。 | | |
| 8 契約解除に対する違約金 | 7に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。 | | |

(注) 物品買入れの契約については、収入印紙は不要である。

(日本産業規格A列4番)